平成29年第5回教育委員会定例会

開会年月日 平成29年3月9日(木)

場所教育委員会室

出席者 教育委員会教育長河口 浩

同 委員安藏誠市

同 委員外松和子

同 委員長島良介

同 委員坂口節子

議題

1 議案

- (1) 議案第10号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一 部を改正する規則
- (2) 議案第11号 平成28年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書に ついて

2 陳情

(1)	平成19年陳情第4号	「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
		[継続審議]

- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する 陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書 〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画 (素案) の撤回・見直しを求める」陳情書 [継続審議]
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを 求める陳情 [継続審議]
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画 (素案) の撤回を求める陳 情 [継続審議]
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて [継続審議]
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕

- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続 審議〕
- (13) 平成29年陳情第1号 光が丘第四中学校の閉校方針の再考を求める陳情書〔継続審議〕
- (14) 平成29年陳情第2号 誤った法令理解に基づく光が丘第四中学校の閉校方針の見直しを 求める陳情書 〔継続審議〕

3 協議

- (1) 平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
- (2) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (3) 練馬区学校施設管理基本計画について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 平成29年第一回練馬区議会定例会提出議案について
 - ② 平成29年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
 - ③ その他
 - i その他

開 会午前 10時00分閉 会午前 11時18分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興	部長	大	羽	康	弘
こども家	堀		和	夫	
教育振興	部参事教育総務課長事務取扱	櫻	井	和	之
教育振興	部教育施策課長	中	島	祐	=
同	学務課長	山	﨑		泰
同	施設給食課長	竹	内	康	雄
同	教育指導課長	芝	田	智	昭
同	副参事(教育政策特命担当)	金	木	圭	_
同	学校教育支援センター所長	風	間	康	子
同	光が丘図書館長	桑	原		修
こども家	鳥	井	_	弥	
同	こども施策企画課長	橋	間	亮	=
同	保育課長	Ξ	浦	康	彰
同	保育計画調整課長	近	野	建	_
同	青少年課長	加	藤	信	良
同	練馬子ども家庭支援センター所長	宮	原	惠	子

教育長

ただいまから、平成29年第5回教育委員会定例会を開始する。

本日は傍聴の方が3名いらしている。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案が2件、陳情が14件、協議3件、教育長報告2件である。

(1) 議案第10号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

初めに議案である。

議案第10号「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について。この議案について説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

本体の条例は、前回の教育委員会で条例制定提案依頼について決定をいただいている。その内容について、細かいところを規則で定めたいという内容である。何かご意見、ご質問はあるか。

外松委員

子供の看護や介護などに時間を割いて働く者が、勤務しながらでも介護時間、介護時間が取得できるということなので、それでよいかと思う。

教育長

ありがとう。

ほかにいかがか。

坂口委員

質問である。この場合、区立幼稚園職員となっているが、当然、小中学校の教職員などにも同じようなものがあるのか。

教育指導課長

小中学校の教員は県費負担職員になる。同様の措置は講じられている。

坂口委員

それが今回は幼稚園の先生にまで及んだということでいいのか。

教育指導課長

そうである。

坂口委員

わかった。

教育長

教職員は東京都の規則に定められているか。

教育指導課長

東京都の規則によって行われる。

教育長

区の職員は一般の職員もみんな同じである。 そのほか、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第10号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第10号については、「承認」とする。

(2) 議案第11号 平成28年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書に ついて

教育長

次の議案である。議案第11号、平成28年度教育に関する事務の管理および執行の 状況の点検・評価報告書について。この議案について説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

協議事項として、この間いろいろとご検討いただいた中身であるが、本日をもって決

定をしたいということで、議案として出されている。 これについて、何かご質問、ご意見はいかがか。

外松委員

この件に関しては、これまでも教育委員会で話し合ってきた。話し合いの結果が検討され、きちんとこのような形におさまったので、よろしいかと思う。また、識者の方たちには大変お世話になった。

教育長

ありがとう。 ほかはいかがか。よろしいか。

坂口委員

これは毎年行うのか。

教育長

法律で決まっているため、毎年行うものである。

坂口委員

感想なのだが、評価というのは非常に難しいし、特記事項も一部しかない。特に学力 向上について1つの数字で表すということも、非常に難しいことであると思いながら、 もう少しこういうところをきちんと数字で出してほしかったなど、いろいろ反省をして いる。

一例を挙げると、例えば児童館に中高生を迎えようということになった案は大変いい。 事業における具体的な数値などは今後いただくとして、中高生にどのように周知してい るのかなど、いろいろ膨らませていくと、もっとすべきことがあったと思う。

教育長

教育・子育て大綱ができたので、それをもとに、今回初めて教育大綱の体系に沿った 点検・評価を行っている。そういう意味では、事務局としてもまだまだ慣れていないと ころもあったのだろうと思う。今後できるだけ記入の仕方から体裁も含めて、教育委員 会の中でいろいろ議論し、精度を高めていきたい。

当面は、大綱の体系に沿った点検・評価で安定していくということで、基本的にはそういうつもりでいる。ここのところ、毎年変わってしまっていたので、点検・評価のあり方をきちんと安定させなくてはいけない。今回で1つ、礎を築いたと思うが、さらに精度を高めていくために、またいろいろなご意見をいただければと思っている。

外松委員

44ページと45ページに、今後の方向性が大まかに出ている。特に、力を入れて事

業を拡大していきたいと点も、項目によっては具体的に記載されている。次年度、評価するときはもちろん、評価する以前、事業に取り組むときに、この方向性に沿って事業を展開していくと思うが、整合性というか、その辺りも見失うことなくやっていかなければいけないことだと感じている。

教育長

確かに方向性が書いてある以上、それをきちんと点検して評価することが、まさにこの制度の趣旨だと思う。毎年度ぶつ切りではなくて、次へつながっていくような形での評価が大事だと思う。それについては、これから意を用いていきたいと思っている。 あとはいかがか。もしなければ、まとめてもよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第11号については、「決定」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

ありがとう。では、議案第11号については、「決定」とする。なお、この議決をもって、案件表の協議案件の(1)についても終了とさせていただく。よろしくお願いする。

(11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。(11)平成28年陳情第2号「区立中学校における職場体験対象に関する陳情」。この陳情については、追加の署名が提出された。事務局よりお願いする。

事務局

平成28年陳情第2号「区立中学校における職場体験対象に関する陳情」である。2月23日に175名の追加署名を受領した。これに伴って、計185名になる。 以上である。

教育長

この陳情に関する審査は次回以降に行うこととし、本日は「継続」としたいと思うが、 よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

(12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続 審議〕

教育長

次の陳情(12)番についても、追加の署名が提出されたので、事務局よりお願いする。

事務局

平成28年陳情第3号「就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情」である。2月23日に162名の追加署名を受領した。これに伴って、計172名となる。

以上である。

教育長

それで、この陳情についても、審査は次回以降に行うこととして、本日は「継続」と したいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

- (13) 平成29年陳情第1号 光が丘第四中学校の閉校方針の再考を求める陳情書〔継続審議〕
- (14) 平成29年陳情第2号 誤った法令理解に基づく光が丘第四中学校の閉校方針の見直しを 求める陳情書〔継続審議〕

教育長

次の陳情案件である。(13)平成29年陳情第1号、光が丘第四中学校の閉校方針の 再考を求める陳情、(14)平成29年陳情第2号、誤った法令理解に基づく光が丘第四 中学校の閉校方針の見直しを求める陳情。

これらの陳情案件については、資料要求をいただいた資料が本日新たに提出されている。 事務局より資料の説明をお願いする。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

引き続いて、説明をどうぞ。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

今日お出ししている資料は、従前お出ししている資料と重複する部分もあるのだが、 観点が若干違うところもあり、資料要求の趣旨に沿って改めて資料を提出させていただいている。今日はこの2つの陳情についてご審議をいただきたいと思うが、まず、提出された資料について、何かご質問、ご意見があったらお出しいただければと思うが、いかがか。

坂口委員

資料3の1は、どんなお手紙が届いたのかということについて、私が質問してお願い した。ここに問い合わせの電話番号などが書いてあるが、当事者の家族や親から、何か 問い合わせはあったのか。

学務課長

お問い合わせの番号を記載しているので、保護者の方から学務課に電話が入ってくる ことはある。電話の内容だが、具体的にはこの資料の裏面の部分になる。

裏面の記書き以下、先ほど説明した部分だが、中学校選択制を今から申請しようと思うけれども、光が丘第四中学校が仮に閉校になった場合には、提出した申請はどうなるか。あるいは、自分がここの学校を希望した場合、例えば光が丘第三中を希望した場合に、抽選になり、落選してしまうことはあるか。落選したらその後、どうなるかといったことについてなど、個々の疑問をお問い合わせされるケースばかりだった。

坂口委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。ご質問、ご意見、資料に関して何かあるか。もし資料に関して特段なければ、後で一緒に出していただいて結構だが、この陳情について、何かもしご意見があれば。全体的なことでも結構である。

外松委員

資料4の1の練馬区以外の適正規模の基準を出していただいたが、こうやって見せて

いただくと、例えば、中学校の場合は、練馬区が大体11から18学級を適正基準として設けているわけだが、ほかの区でも12から18学級としている。

それから、これは区の子供の人数にもよるのだろうが、9学級から15学級程度のところがある。中学校は3学年しかないから、大体1クラスが、ある程度このくらいの学級数が必要だということは、この資料から推察できると思う。

このような区の現状などをいろいろと参考資料として見せていただくと、現在練馬区 は中学生の数がかなり減ってきているが、それに対して学校の数がかなり多いのだとい うことを、改めて今、認識しているところである。

教育長

ほかにいかがか。資料以外でも結構である。何かこの陳情に関してご意見、ご質問があったら、お寄せいただければと思う。

外松委員

では、資料3の2についてである。この素案であるが、そこの11ページの図表の3である。

光が丘第四中学校の昭和59年からずっと、生徒数と学級数の移り変わりが記載されてきているのだが、昭和のときは多くて活気があったと思うけれども、平成21年度ぐらいから現在28年度と考えると、ここの間、大体6年間で平均して各学年2クラス。最低2クラスあるので、次の学年に上がるときに、学級編制ができることはできるわけだが、3年間の中学校生活を考えた場合に、2クラスしかないと、人間関係はかなり固定化され、縛られていくということが、光四中の中ではこの6年間あったのだなとうかがえる。

人間関係がうまく紡いでいける生徒にとっては、きっとよい3年間だと思うけれども、 一度こじれた人間関係をうまくほぐすことができず、また同じクラスで中学校生活を送 らなければならないとつらい思いを抱えて高校生になった生徒たちもいたのではないか と、この生徒数や学級数から感じた。

教育長

よろしいか。ほかにいかがか。

長島委員

全体のことだが、過疎の進んだ地域ではないので、人がたくさんいる中で偏った状況になっている。それと、子供たちが3年間中学校生活を送るにあたって、子供たちがどう感じるかは置いておいて、非常に少ない人数で、部活動もままならないような状況で学校生活を送ることが、ほんとうに子供たちにとって、いいのかどうかを考えていくと、やむを得ないのかなと感じている。

それと、私が教育委員になって感じているのは、先生方が非常に大変なのではないか ということがある。先生方がストレスを抱えると、当然、生徒たちにも影響が生じる。 そういったことも考えていかないと難しいと思うのだが、そこまで考えていくと、意見 がなかなか言えなくなるのではないかというのがある。子供たちのことを一番に考えていくと、適正な人数は絶対に必要だという印象を、今回審議の中でいろいろ調べていただいて、感じた次第である。

教育長

ほかは、いかがか。

お手元の陳情に関する資料は、資料3と資料4があると思うのだが、まず、陳情の1号と2号があって、陳情の1号についても3項目に分かれているし、陳情の2号についても、要旨のところを見ると3項目に分かれている。これまでも何回も議論した部分も含むのだが、改めて陳情を出していただいた方にきちんと教育委員会としてお答えをするという立場もあるので、私から事務局に、この趣旨の中身について若干確認をさせていただきたいと思うが、よろしいか。

それでは、まず陳情第 1号の理由の 1項目め、「保護者や地域住民とていねいな対話を通じての合意形成の努力をしていない」という記載の中で、文科省の学校統廃合の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、保護者や地域住民と丁寧な対話を通じて合意形成を図ることを求めていると書いてあって、それと実際は違うのではないかとおっしゃっている。

これについて事務局では、どう考えているか。

教育施策課長

まず、これまで保護者、地域の方々と、9月13日の保護者説明会以降、我々としては説明会を8回開催してきた。その中で、特に保護者の方から、現1年生は卒業させるべきであるといったご意見をいただき、当初示した対応方針案を変更して、閉校の時期については現在の1年生が卒業できる平成30年度末と修正して進めてきた。

説明会にあたっては、この手引に書いてあるような生徒数の将来推計をお示しするとともに、学校の教育活動や学校運営上の課題を明らかにするなど、適正配置の考え方をお示しして、保護者や地域の方の意見を伺いながら我々は行ってきたというところである。

教育長

これについてご意見、ご質問がもしあれば、出していただければと思うが、よろしいか。また後で戻っていただいても結構である。

では、裏面の2点目、「案」の段階であるにもかかわらず、小学校6年生の保護者に閉校方針を通知したのは手続上問題があると。これについては、先ほど資料3の1で学務課長から説明があった。一定の事務局の考え方が示されているという中身であるが、これについては委員から何かあるか。

坂口委員

地域あるいは保護者の家族にとっても、6年生であればどこの中学校に行けるかとい

うことは一番大きな関心事である。そのことももちろんニュースとして聞いているだろうから、光が丘三中の抽選にもし落ちたときどうなるのかという反応の電話がすぐにあったということからも、当然、知らせるべき事実であっただろうと私は思う。

家族、親、子供も、どこの中学校に行こうということを、大変気にしている段階なのだから、突然2月や3月に言われるということはあり得ない。時期的には大事なときだったのではないかと思う。

教育長

3項目めは、教育委員会では統廃合の是非についてのみ語られ、閉校・吸収方式の弊害について検討されていないということ。これについても先ほど教育施策課長から説明があり、今回なぜ、両校を閉校して新しい学校をつくるという方式ではなくて、閉校・吸収方式にしたのかという説明があった。

この陳情のご趣旨を、ここに書いてあるのをそのまま読ませていただくと、何の罪もない在校生が、学校が毎年小さくなり、超「過小規模校」となり消えていく中で2年間を過ごし、心の傷を負い、犠牲になると。そういう言い方をされておられるが、これに対しては、事務局としてはどのように考えているか。

教育施策課長

子供たちの精神的なケアについては、最優先で当たっていかなくてはいけないと考えている。現在も光四中では、担任、養護教諭、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー等が子供たちの毎日の様子を注意深く見守っている。子供たちの心にダメージを残すというところは、やはり考えなくてはいけないと思っているので、教育委員会としても次年度以降、必要な人的措置等を講じていきたいと考えている。

教育長

これについては、何かご意見、ご質問はあるか。 長島委員、どうぞ。

長島委員

方式については、さんざん私も質問させていただいて、ある程度やむを得ないのだろうというところは感じていたし、ここまで減ってしまうと、逆にこのままずるする放置しておくというのも、もっと傷を深くするという印象を私は受けた。できるだけ早く対応して、こういった思いをする子供たちが今後増えないようにしていくほうが大切なのではないかと思った。

教育長

ほかにいかがか。

外松委員

同感である。

教育長

それでは、陳情の2号に移らせていただく。陳情の2号も要旨が3項目にわたっている。陳情の要旨の1項目めは、誤った法令理解の「適正規模」に基づいた光が丘第四中学校の閉校方針の見直しを求めるということで、学校教育法施行規則第41条に定められているのは標準学級数であって、それを適正規模と練馬区が解釈している。練馬区の学校施設管理基本計画(案)に記載するのは誤った法令理解だという言い方をされているが、これについてはどう考えているか。

教育施策課長

まず、練馬区が定めている適正規模の考え方について、もう一度ご説明させていただく。練馬区では小中学校ともに12から18学級としているが、小学校でいうと、全ての学年でクラス替えが可能であり、同学年に複数の先生、教員を配置するために、1学年を2から3学級を基本とする12から18学級を適正規模としている。

中学校に関しては、生徒同士の交流や、学習面、部活動の充実のためには一定規模が必要だと考えて、それらを考慮すると、大体1学年4から6学級を基本として、12から18学級としている。また、中学校については教科担任制をとっており、国数理社英の5教科プラス体育に複数の教員を配置するとともに、技術、美術、家庭科、音楽に少なくとも1人の教員の方が配置できること、また体育などについては2つの学級を男女に分けて授業を行うことを踏まえると、適正規模の基準を1学年偶数となる12学級からが学校運営上望ましいというご意見もあったので、12から18学級としている。

適正規模については、練馬区で教員の配置や学校の運営を考慮して定めているものであり、学校教育法施行規則に基づいて設定しているものではない。先ほども申し上げたが、特別区でも実際、適正規模を12から18学級としているのが小学校では15区、中学校では5区ある。また、先ほど外松委員からもあったが、中学校で下限を9級としている区が5区ほどあるといった他区の状況もある。

このようなことから、この陳情の趣旨にある、法令を誤った解釈をしてということは 当たらないと考えているところである。

教育長

今の事務局の説明に対して、何かご質問、ご意見はあるか。

2項目めは、先ほどの第1号と同じである。吸収・合併方式の統廃合が生徒、保護者、 地域にダメージを残すので避けるべきであるということは、先ほど1号の中でも3項目 めにあったのと同じだと考える。

3項目めは、仮に閉校計画を進めるのであれば、相手方の光が丘第三中学校の関係者 との合意形成を図った上で、適正な手続をとるべきであるというご意見であるが、これ については、この間の経過も含めてご説明いただければと思うが、いかがか。

教育施策課長

まず、光四中の閉校について、在校生が卒業できる平成30年度末としている。光四

中に入ってくる新1年生の保護者に対しては、対応方針案のとおり、閉校が決まった場合には転校が必要となる旨を事前に説明しているところである。

また、光が丘三中の保護者については、学校長を通じて連絡をとるとともに、説明の場を設けるなど、これまで丁寧な説明を図ってきている。

教育長

この説明について、何かご質問、ご意見はあるか。

陳情のご趣旨に沿った形で、事務局に確認をさせていただいた。それ以外でも、何か 両陳情に関してご意見、ご質問あれば、お出しいただければと思うが、いかがか。よろ しいか。

それでは、この2つの陳情については、次回、3月23日に開催される定例会において、さらに審議を行っていきたいと思っている。ついては、これらの陳情について、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1)	平成19年陳情第4号	「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
		〔継続審議〕
(2)	平成23年陳情第4号	災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
(3)	平成23年陳情第19号	都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
		陳情書〔継続審議〕
(4)	平成23年陳情第20号	子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
		〔継続審議〕
(5)	平成25年陳情第8号	「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
		める」陳情書〔継続審議〕
(6)	平成25年陳情第9号	都市計画道路補助135号線の整備計画 (素案) の抜本的見直しを
		求める陳情〔継続審議〕
(7)	平成26年陳情第1号	都市計画道路補助第135号線整備計画 (素案)の撤回を求める陳
		情〔継続審議〕
(8)	平成26年陳情第2号	特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
		〔継続審議〕
(9)	平成27年陳情第6号	情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
		・発展を求める陳情〔継続審議〕

(10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

教育長

次の陳情案件である。

このほか、継続審議中の10件の陳情については、事務局より新たに報告される事項 や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情についても本日は 「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議(1)については、先ほど説明あったように終了とさせていただく。

- (2) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (3) 練馬区学校施設管理基本計画について〔継続審議〕

教育長

協議の(2)と(3)については、本日のところは「継続」とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

- (1) 教育長報告
 - ① 平成29年第一回練馬区議会定例会提出議案について
 - ② 平成29年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
 - ③ その他
 - i その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は2件ご報告する。 それでは、報告の①番についてお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

何かあるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次の報告をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

何かご意見、ご質問があったらお寄せいただきたい。いかがか。

坂口委員

一般的な話なのだが、今、小学校とか中学生が減ってきている。8ページのところで、 保育園の委託・民営化というところがある。保育園は今、区立が20園あるのか。児童 人口の推計や待機児童等の見通しとしてはどういうことなのか。また、小規模保育園等 ができたりしているのか。これからの社会情勢の中で、どうなるのかなと思った。

保育計画調整課長

今のご質問については、7ページあるいは8ページといった保育所の待機児童の話と、 あるいは委託・民営化というご質問の話に対してのことかと思う。

まず1点、私どもは保育所の委託・民営化については、平成17年からすすめていて、 区立保育園60園中20園を今、運営業務委託として行っている。その話が、保育の質 を守りながらサービスの拡大をしていくという話である。

待機児童の話については、保育所に預けたいという保護者の方が増えているという話になる。私どもは、ある程度の質を守りながら保育の量を拡大していくという話ということで、リンクする部分もあるのだが、本質的なところでちょっと違うところがあると考えている。

今、委員からご指摘のあった残りの20園という話は、この10年で今、20園委託 を進めたが、今回、公共施設等総合管理計画の中で、今後10年で40園中20園に対 して委託を進めていこうという考えを出させていただいた。

では、残り20園をどうするのかという話になってきたときに、区としては、そのと きにおける保育の需要がどうなっているかが重要と考えている。今は皆さん、保育園に 預けたいという話があるため、何とか量の確保を頑張っている。 将来的に見たときに、10年後、30年後、児童人口が減っていく状況がある。その 辺りの状況をある程度見据えながら計画を進めていくべきだろうと、今回、残り20園 の委託に関しては、児童人口の推移あるいは待機児童の状況を見ながら進めていくとい う形で、お答えをさせていただいているところである。

坂口委員

誰もが予測はつかないが、多くの待機児童のために、たくさんの保育園ができていく けれども、そのあとはどうなるのかなと、ふと私は思う。

こども家庭部長

今、子供は、大体1年間で六千数百人生まれている。もちろん、転入もある。その数字が今のところ減っていない。練馬区では毎年六千数百人のお子さんが出生しているという事実は減っていない。

ただ、その中にあって、従来、2歳児まで自宅で養育をして、3歳になったら幼稚園に行くお子さんが多かったわけだが、平成24年度以降、保育園に行くお子さんの数がそれを上回っている状況がある。

子供の数は減ってはいないし、そんなに増えてもいないのだが、幼稚園と保育園の割合が変わってきてしまった。これが近年の状況である。

したがって、幼稚園は子供の数が低減していく。保育所は二一ズが多く、つくっても 足りないという状況が現在の待機児童の現象である。これは女性の社会進出や、リーマ ン・ショック以降の、共働きでないと生活が厳しいという世帯の増加が原因だと思われ る。

そこで私どもとしては、私立幼稚園にもご協力をいただいて、3歳児については練馬こども園という施策を打ち出したところである。ただ、5年後以降に練馬区においても子供が減っていくという推計が出ているが、今のところはそういう見込みもないし、逆に子供が減っても、保育園の入園者の数がにわかに減るかというと、そういう見込みも残念ながらない。そういう中にあって、我々としては私立幼稚園にもご協力をいただきながら、保育所等の施設の拡充をしているというのが実態である。

ただいまの質問については、区立保育園が60園あって、既に20園が民間に委託されている。残りの40園をさらに20園委託して、残った20園はどうするかというご質問であるが、これは子供の数や保育園に対するニーズ等がわからないので、今の段階では何とも見込みが立たない状況である。

したがって、将来的な児童人口や待機児童の状況を踏まえて検討していくというお答えに、今回はさせていただいたところである。

坂口委員

ありがとう。人口の推移や、それから社会的要請などは、本当に変わる。

外松委員

なかなか世の中の動きと連動している。

坂口委員

でも、練馬区の場合は、マスコミで「待機児童の問題が解決できていない」と取り上げられているよりは、できていると言える段階ではないか。

教育長

今ちょうどやっている最中である。

外松委員

かなり進んでいる。

教育長

なかなか申込者が多い。

保育計画調整課長

資料6の7ページ、「保育所待機児童対策について1」の答弁をごらんいただきたい。 こちらでもご報告申し上げたように、待機児童ゼロ作戦に関しては1,000人を超える目標というところは達成させていただいたところである。

一方で、1月末現在の利用申し込みの状況というところでは、5,130件、昨年に比べて511件が増加しているということである。私どもの練馬こども園の話も含めて、全体の数については需要数を確保したと考えてはいるが、今回、利用申し込みの状況としては、新規に保育園に入りたいという方もいれば、今入っているけれども転園をしたいといった話の申し込み者数が含まれている。

また、今後この利用申し込みの話については、転出等の動きがある。

また、区の利用申し込みは、区で利用調整をやっているので、認可保育園、小規模、あるいは保育ママさんなどに限られる。認証保育所や練馬こども園については、各園で申し込みを受け付けて、受け入れるお子様を決めているという状況があるので、今の段階ではなかなか見込みに関して言える段階ではないと考えている。私どもはそういったことも、当然情報収集をして把握に努める。ゼロ作戦については待機児童ゼロに向けて、引き続き取り組むということである。

坂口委員

どうぞよろしくお願いする。

教育長

ほかはいかがか。どうぞ。

外松委員

3ページの一番下の学校統廃合について、(1)の発言について、ちょっと残念だと感じる。基本計画素案に教育的観点での記述はほとんどなく、生徒児童数の減少や改修・改築経費の増大などが強調され、それを解決するために適正配置、いわゆる統廃合が必

要だという意見である。どこからこんな考え方が出てくるのかと、これを拝見してがっかりした。

学校の改築が練馬区でなされているのは、それこそ築年数、それから新しい耐震基準に基づいて、子供がそこで生活する、学ぶ環境である校舎が安全かどうかということを調べた上で、築年数もきちんと検討されている。物を1個つくるには約37億か、そのぐらい現在はかかると伺っている。それはほんとうに莫大なお金なのだが、全てそのように子供たちのことが考慮されて、新しく校舎が建てられているわけだから、そういうことをご存じないのかと思って、少し残念に思って読ませていただいた。

いろいろな資料で提示していただくのを拝見すると、練馬区の場合、実際ある学校数 と児童数について、学校数のほうが多くなり過ぎているという実態はある。これはいろ いろな意味で、大至急検討していかなければならないことだと、そのように議員さんた ちにも認識していただきたいと、とても思った。

教育長

ほかは、いかがか。

外松委員

それと、ちょっとお願い的なことがある。10ページの児童相談所等についてなのだが、練馬区で養護施設などに入所したお子さんはいらっしゃるのか。ある程度思春期に入った高校生ぐらいのお子さんで、一つ屋根の下に暮らすにはどうなのかと課題を抱えている家庭などを認識した場合、私たち地域の住民は一体どのような手順でその子を守り、助けていけるのかという具体例も含めて、どこかで教えていただける機会があったらいいなと思っている。

それからもう一つ、6ページから7ページにかけて、スクールソーシャルワーカーの 充実を取り上げてきているが、充実したことによってどのような効果があるのかという、 何らかの機会で構わないので、具体的にスクールソーシャルワーカーの活動、それによ る効果のようなことも、また教えていただけることがあればありがたいと思っている。

練馬子ども家庭支援センター所長

練馬区のお子様で児童養護施設に入所されている数というのは、正確には東京都からは教えていただいていないところだが、50名ぐらいのゼロ歳児から18歳のお子様が入られているように伺っている。

そのお子様のうち、例えば保育園に入る、あるいは学校に入るという機会を捉えて、 区に戻られることがある。そういった場合においては、都の児童相談センターと私ども と、学校、保育園も含めて、事例検討会を立てていただき、お子様の入所措置されてい たときの課題と、今の様子と、それぞれの施設にご要望するようなことを確認した上で、 入園・入学をしていただいている。

それから、もう一つのお話の中であった、地域住民の方がご心配なお子様を見かけた とき、どこへ連絡をすればよいかということだが、例えば、福祉事務所や学校もそうだ し、区民の方が相談できるところが区内にあれば、できるだけそこにお話しいただけれ ば、要保護児童対策協議会ということで連携をとっているので、心配なお子様について は私ども練馬子ども家庭支援センターに情報が入るようになっている。

また、区にお話するのは差し支えがあるといった場合には、「189」にお電話をいただいて、都の児童相談センターにご相談いただいても、必要な支援については私どもも含めて連携しながらやっているところである。区の施設のいずれか、もしくは「189」でお応えできるかと思う。

学校教育支援センター所長

スクールソーシャルワーク事業についてである。27年度からスクールソーシャルワーカーが配置され、今年度は不登校の児童生徒への支援というところを中心に、数がかなり増えている状況である。特に夏休み明けから、小学校、中学校ともに不登校の児童生徒への支援が増えてきている状況である。

具体的な数は、今手持ちで持っていないが、昨年に比べてかなり数が増えたのは間違いない状況である。年度末にはまたご報告させていただければと思っている。

具体的な状況としては、不登校の原因が家庭環境にあるという児童生徒に関して、福祉事務所や、それから家庭の経済状況の関係等もあるので、保護者の方の同意を得て、 生活サポートセンターにつなぐという形で改善をしていく。

また、なかなか家庭の保護者の支援が足りない部分に関して、こども食堂につないだり、必要に応じて医療機関にもつなぐといった形の対応もさせていただいている。

あと、7ページの上に記載しているが、東京都の高校生年代への支援として、高校生の卒業後の就労支援、また中退後の就労支援の部分と、それからスクールソーシャルワーク、統一的な支援を両方行うユースソーシャルワーク事業なのだが、この事業とも連携をしている。例えば、高校生の兄弟がいる小学生への支援を連携することを、今、現実に行っている。ご家庭になかなか課題があって、高校生年代の上の子の影響をどうしても下の子が受けるので、連携しながらやらせていただいているところである。

また、今年度、中学校の3年生を卒業されるお子さんで、今ちょうど進学先、保護者の方の同意を得て、ユースソーシャルワーカーが継続的に配置されているような学校に進学されているお子さんに関して言うと、ユースソーシャルワーカーにつなげられないか、保護者に相談して対応するなど行っている状況である。

外松委員

きめ細かくやっていただいてありがとう。

教育長

ほかにいかがか。

かなり幅広く質問をいただいているので、またお目通しいただいて、わからないところなどがあれば個別にお問い合わせいただいても結構だと思う。よろしくお願いしたい。 ほかに、この場でご質問、ご意見あれば。よろしいか。

それでは、今日ご用意をした案件は以上である。

その他で何か事務局はあるか。

事務局

特にない。

教育長

委員の中で何かあるか。よろしいか。 それでは、以上で第5回の教育委員会定例会を終了する。